

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 3月22日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 6 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	500kV開閉所空気圧縮機(A)2段用排水フィルターにおいて、フィルター本体より空気の漏えいが認められたため、当該フィルターを点検・修理。	GIII	
2	1号機	換気空調系活性炭式希ガスホールドアップ装置建屋送風機(B)において、操作スイッチを「入」にしても運転しないことが認められたため、当該原因を調査・修理。	GIII	
3	3号機	プロセス放射線モニター系主排気筒放射線モニター(A)(電離箱型)において、記録計の指示値不良(指示値が不定期に変動)が認められたため、当該記録計を点検・修理。 なお、モニター(B)記録計指示値及び指示計指示値には変動なし。	GIII	
4	4号機	補機冷却海水系原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器貝殻除去装置(C)旋回弁開度指示計において、開度計リンク機構部に折損が認められたため、当該開度計を点検・修理。	GIII	
5	4号機	補機冷却海水系原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器貝殻除去装置(A)旋回弁開度指示計において、指示値不良(指示が動かない)が認められたため、当該開度計を点検・修理。	GIII	
6	4号機	補機冷却海水系原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器貝殻除去装置(B)旋回弁開度指示計において、指示値不良(指示が動かない)が認められたため、当該開度計を点検・修理。	GIII	